

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（3件）	（治山林道課） 1
○基本測量の実施の通知	（用地対策課） 1
○公共測量の実施の通知（2件）	（ 〃 ） 2
公告	
○県営土地改良事業の計画の変更	（農業基盤課） 2
○高知県功労者の表彰	（人事課） 2

告 示

高知県告示第678号

平成24年8月高知県告示第530号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町梶ケ内175番地
イ 氏名
小笠原 幸女
 - (2)ア 登記簿記載の住所
高知市福井町948番地
イ 氏名
石田 春正
 - (3)ア 登記簿記載の住所
本山町本山
イ 氏名
石田 楠右エ門
 - (4)ア 登記簿記載の住所
土佐郡土佐村南川
イ 氏名
坂野 宗太郎
 - (5)ア 登記簿記載の住所

- 大阪府河内長野市西代町6番30号
- イ 氏名
岩崎 照徳
 - (6)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村大北川256番地
イ 氏名
和田 宗孝
 - (7)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村大北川55番地
イ 氏名
上杉 秋高
 - (8)ア 登記簿記載の住所
高知市大川筋一丁目1番1号
イ 氏名
四國鋳発株式会社
 - (9)ア 登記簿記載の住所
兵庫県西宮市門戸西町1番31-204号
イ 氏名
川田 祐三
 - (10)ア 登記簿記載の住所
高知市天神町2番6号エルミタージュ天神503
イ 氏名
公文 聖裕
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年2月農林水産省告示第277号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- ### 高知県告示第679号
- 平成24年8月高知県告示第540号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
- 平成24年11月6日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原村榑原173番屋敷
イ 氏名
下元 達四郎
 - (2)ア 登記簿記載の住所

- 中村市中村1737番地
- イ 氏名
森 晴彦
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年12月農林水産省告示第1756号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- ### 高知県告示第680号
- 平成24年8月高知県告示第541号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
- 平成24年11月6日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
高知市仁井田2463番地4
イ 氏名
佐竹 京子
 - 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年12月農林水産省告示第1759号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- ### 高知県告示第681号
- 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
- 平成24年11月6日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 作業種類
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量 新ジオイド・モデル精度評価）
 - 2 作業期間
平成24年10月1日から平成25年2月28日まで
 - 3 作業地域
室戸市、南国市、四万十市及び高岡郡四万十町

高知県告示第682号

四万十町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
平成24年9月28日から平成25年1月30日まで
- 3 作業地域
高岡郡四万十町

高知県告示第683号

黒潮町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
平成24年9月28日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
幡多郡黒潮町

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（四万十窪川地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年11月6日から同年12月5日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）第2条第1項の規定により、平成24年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。

平成24年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

功績分野	氏名	住所
地方自治関係	澤 田 五十六	四万十市渡川三丁目
商工業関係	垣 内 敬 陽	高知市大津乙
同	西 内 正	須崎市青木町
農林業関係	江 口 俊 男	高知市瀬戸西町一丁目
水産業関係	岡 崎 雄 幸	高知市春野町東諸木
社会福祉関係	前 田 長 司	高知市北金田
同	片 岡 朝 美	高知市昭和町
同	東 高 希	宿毛市二ノ宮
保健衛生関係	前 田 芳 久	宿毛市萩原
同	秦 菅	須崎市吾井郷乙
同	大井田 二郎	宿毛市宿毛
災害防除関係	本 山 治 平	高知市瀬戸南町一丁目
同	横 堀 忠	南国市陣山
公共福祉関係	橋 本 邦 健	高知市若松町